

ご存知ですか？労働委員会

# 雇用のトラブル解決のための 相談とあっせん

岡山県労働委員会では、県内の事業所に勤務する労働者個人と使用者との間に発生した労働条件等に関するトラブルの迅速な解決をお手伝いするための相談とあっせんを行っています。

◎解雇や賃下げ、配置転換など、労使関係での悩みやトラブルを抱えていませんか。  
お気軽にご相談ください。費用は無料で秘密は守られます。

## 1 労働者個人と使用者との トラブルが起こったら



## 3 専門家があっせんを行います。



## 2 労働委員会へ相談してみよう



事務局職員が解決に向けたアドバイスや制度の説明を行います。  
相談者があっせんを希望する場合には、申請書を提出して下さい。

※あっせんとは、公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（経営者、使用者団体役員など）が3名1組で、公平、中立な立場から話し合いによるトラブル解決をお手伝いする制度です。

お問い合わせ先

岡山県労働委員会事務局

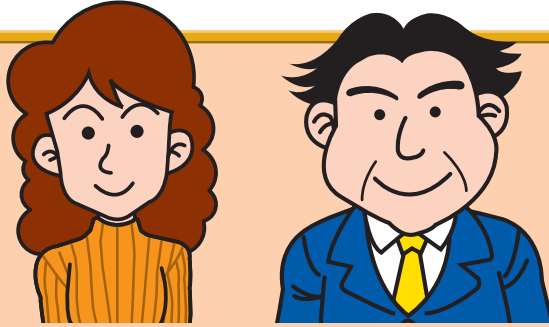
〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36(岡山県庁分庁舎1階)

電話 **086-226-7563**

メール [kobetsu@pref.okayama.lg.jp](mailto:kobetsu@pref.okayama.lg.jp)

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-5631.html>

～雇用のトラブル まず相談～  
相談とあっせんの流れ



労働者個人・使用者

まず相談！

●事務局まで電話やメールでご相談ください。

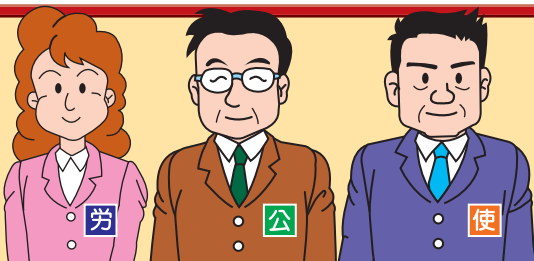
希望により

あっせんの申請

●所定の申請書を直接事務局に提出してください。

事前聞き取り

●労使双方に紛争内容など事前聞き取りをいたします。



あっせん

●公益委員、労働者委員、使用者委員が  
3名1組で、労使双方の主張を確かめ、  
紛争の解決に努めます。

打切り

解決

取下げ



※制度の詳細は  
こちらから

(注) 相手方(被申請者)があっせんの場に出席しない場合には、あっせんは不調となり終了します。